

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4	府 省 庁 名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 都市計画税、地方消費税、徴収規定 ）		
要望項目名	学校教育法の改正に伴う専修学校に関する税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和 8 年 4 月 1 日に施行予定の学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）（以下「改正学校教育法」という。）により、専修学校は、専門課程を修了した者等に対して、より専門的、実践的な職業教育を行う教育課程として、専攻科を設置することができることとなる。 ・ 特例措置の内容 上述の法律改正に伴い、現行制度において、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校の設置者やその課程に在籍する学生・勤労学生に対して講じられている税制上の優遇措置について、専攻科を置く専修学校設置者及び専攻科に通う学生・勤労学生についても同様の措置を講じる。 ・ また、改正学校教育法等により専修学校専門課程における教育課程を「単位数」に統一することに伴う所要の改正を行うとともに、専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めること等に伴う所要の改正を行う。 ※その他、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税については、学校法人等の法人単位で税制上の優遇措置が講じられているものがあるが、当該法人が設置する専修学校が専攻科を置く場合も、措置を継続する。		
関係条文	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十四条第一項第九号、第十一項、第三百十四条の二第一項第九号、第十一項		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 改正学校教育法では、学生が、上位の国家資格の取得等を目指し、専修学校において、継続してより専門的、実践的教育を受けられる環境を整備するため、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとしている。（令和 8 年 4 月 1 日施行予定） そのため、現行制度において、専修学校の専門課程及び専門課程に在籍する勤労学生に対して講じられている税制上の優遇措置について、専攻科及び専攻科に通う勤労学生についても同様の措置を設ける。 （２）施策の必要性 人生 100 年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、リスキリング・リカレント教育の振興が政府全体としての喫緊の政策課題となっており、職業上必要なスキルや素養を身に付けるための高度で実践的な教育を行う専修学校において、継続してより専門的な教育を受ける環境を整備することが求められている。 また、専修学校専門課程などでの学修を経て、上位の資格を取得すること及び実務家教員の指導の下、実践的で高度な学びを継続することに対するニーズや、変化する社会情勢を踏まえたリスキリング・リカレント教育に対するニーズが高まっている。 これを踏まえ、改正学校教育法では、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとし、より専門的、実践的教育や研究指導を行うことができるよう、制度整備を図ることと		

	している。(令和8年4月1日施行予定) 専修学校専攻科に通う勤労学生の負担を軽減し、より多くの勤労学生に学修の機会を提供するため、今般、 税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 ○キャリア教育・職業教育の充実
		政策の達成目標	専修学校専攻科における職業教育の充実を図ることにより、専修学校が、継続的に我が国の社会基盤を支える即戦力となる人材を輩出し、実践的な職業教育機関として一層の役割を果たす。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置。
		同上の期間中の達成目標	専修学校専攻科における職業教育の充実。
		政策目標の達成状況	（今後の予定） 令和 8 年 4 月 1 日に改正学校教育法及び関係政省令が施行され、これ以降、専修学校専攻科の設置が可能となる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	専修学校専攻科に通う学生及び専攻科を設置する専修学校
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	専攻科を置く専修学校の設置者及び専攻科に通う勤労学生の負担が軽減され、専修学校における教育の充実につながるとともに、より多くの勤労学生が専攻科で学ぶ機会を得ることにつながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療、福祉、工業等、職業に直結するさまざまな分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出しており、極めて公共性の高い学校である。 現行制度では、一定の要件を満たす専修学校の課程に在籍する勤労学生に対して税制上の優遇措置が講じられており、制度の均衡の観点からも、新たに設置される専攻科に通う勤労学生について同様の取り扱いとすることが必要である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		新規要望